

平成 29 年度
第 1 回
和歌山県森林審議会
議事録

日時：平成 29 年 7 月 27 日（木）13：30～15：40

場所：和歌山県庁北別館 2 階 大会議室

平成29年度 第1回和歌山県森林審議会 議事録

日時：平成29年7月27日（木）13：30～15：40

場所：和歌山県庁 北別館2階 大会議室

児玉副課長
（以下「司会」）

定刻となりましたので、ただいまから、平成29年度第1回和歌山県森林審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の児玉でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは本日の資料の確認をしたいと思います。お手元の資料をご覧ください。

まず、本日の次第、それから配席図、委員名簿、森林審議会関係法令等、これは一冊ずつをホッチキスでとめている資料になります。

それから、資料1としまして「和歌山県森林・林業総合戦略」、資料2といたしまして「林地開発許可申請の概要（新規許可事後報告）」、

以上となっています。

なお、参考として「和歌山県長期総合計画」の森林・林業に関わる部分を抜粋した写しと、それから先月14日に開催いたしました森林保全部会における林地開発許可の資料、それから国の森林吸収源対策の税の検討会の資料、そして和歌山県農林大学校の来年度の生徒募集のパンフレットを添えています。

資料の方は揃っておりますでしょうか。

まず、和歌山県森林審議会について、簡単にご説明いたします。

お手元に配布しています資料の「森林審議会関係法令等」、最初にご案内いたしました資料をめくっていただいたら、途中で出てくるとは思いますが、それをご覧ください。

森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県審議会を置く」こととされており、この規定に基づき、当審議会を設置しております。

審議会の所掌事務は、第68条第2項及び第3項の規定による事項となっています。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の策定、変更に関すること。
- ・地域森林計画の対象森林となっている民有林における開発行為に関すること。

- ・保安林の指定、指定の解除に関すること。

そして、森林病虫害等防除法に基づく事項として、

- ・高度公益機能森林の指定、変更等に関すること。

などとなっております。

この他、森林法の施行に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申すること。

などとなっております。

本審議会の委員につきましては、森林法第70条第3項の規定に基づき、2年の任期となっております。今年度に入りまして、和歌山県町村会と和歌山県森林組合連合会の2団体で代表者の方が代わられておりますので、それぞれ後任の方に委嘱をさせていただいたところでございます。

それではここで、委員の皆様をご紹介します。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

先ほど紹介いたしました、委員は、和歌山県森林組合連合会の代表理事会長をご退任されました委員の後任として7月3日に委嘱をさせていただいたところでございます。

また、和歌山県町村会の会長をご退任されました委員の後任として、紀美野町長の様に6月6日に委嘱をさせていただいたところでございます。なお、委員と委員におかれましては、本日所用のため御欠席でございます。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 森林・林業局長の しんやがいと まこと 新谷垣内 真琴からご挨拶申し上げます。

局長

みなさんこんにちは。只今ご紹介頂きました森林・林業局長の新谷垣内でございます。本日皆様方大変お忙しい中、森林審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

天候としましては梅雨も明けたということで、大変もわっとした暑い気候になってきたかなという風に思っております。

ただ、同時に各地で色々な雨の被害も発生しておりまして、停滞した豪雨が発生したり、あるいは地域単位でゲリラ豪雨のようなものが発生したりということで、近年とみにこういった雨による被害というものが大きくなってきているのかな、という風なところもありまして、こういった森林の持つ役割、あるいは森林を守っていく必要性、そういったものもまた改めてここへきて注目されてきているのではないかなという風に考えておるところでございます。

こういった森林につきましては、国の法律としては、一番基本となりますものが森林法ということになるんですけれども、

この法律につきましては、昨年改正されたんですけれども、この中で施行待ちになっておったものも含めまして、今年の4月から森林法、あるいは森林組合法等を含めた森林に関連する法律が全て4月から施行されています。という風な形になってきてございます。

併せて、国の方で新しい税制、森林吸収源対策のための新しい税制ということで、森林環境税という仮称ですけれども、こういったものも議論をされております。実は本日から、岩手県で全国知事会議が開催されておるんですけれども、ここでも新しい森林環境税に関して地方と国と、どのような役割分担をしていくのか、どういった制度にしていくのか、という風なことが議論をされておるといふ風なところでございまして、国の方としてはこの年末まで、平成30年の税制改正までの間に一定の結論を得るといふ風なことになっております。これについても少し後ほどまたご説明をさせていただきたいという風に考えております。

また、国際的な動きもありまして、先日ご承知かと思っておりますけれどもEUとの経済連携協定、所謂EPAと呼ばれているものがございまして、これの大枠の合意が為されたということで、林業に関するものとしては、ヨーロッパから輸入されております集成材などに関する関税が段階的に引き下げられて、8年後に撤廃されるという風なことがありまして、こういったことも長期的には林業に影響を与えてくるのではないかな、という風なことを考えておるところでございまして。

こういったことで、ここ1、2年の間に本県をとりまく森林・林業のあり方というのが大きく変わっておるところでございまして。

こういった林業だけではないんですけれども、本県をとりまく情勢が大きく変わっておるといふ風なことがありまして、和歌山県としましては昨年1年かけまして、今後10年間の道標となる新たな長期総合計画というものを策定いたしました。これは本来はもう1年、前の長期計画の残り期間があったんですけれども、情勢の変化が激しいという風なことがありまして、実は1年前倒しで新たな長期総合計画を作らせていただいたというところでございます。また、これについても後ほどご説明させていただきますが、この長期総合計画に合わせるような形で私共森林・林業担当部局といたしましては、新たに今後の森林

と林業の 5 年間の取り組み内容を整理をいたしました和歌山県森林・林業総合戦略というものを作成いたしました、7月4日公表させていただいたところでございます。

その内容につきましては、これまた後ほど説明をさせていただきますけれども、併せまして今日のパンフレットと言いますか、簡単な資料もつけさせていただいておりますけれども、こちらの方で下側オレンジのユニフォームを着たメンバーですけれども、これが和歌山県の農林大学校にこの4月から新しく林業研修部というのを作りまして、1年間かけて林業の基本的な技能を身に着けて頂こうという研修を開始いたしました。定員10人ということだったんですけど、とりあえず今年度はこの写真に載っております5名が研修をスタートして頂いております。写真をよく見ていただくとわかるんですが、高校卒業したての若い子もおりますし、退職をされた年配の方もいらっしゃいますし、あるいは女性もいらっしゃいますし、県外の方もいるということで、5名なんですけども非常にバラエティー豊かな人材が集まっております、研修をしておられる方々の話を聞いても、なかなか熱心にやってくれてるという風なことで、和歌山県の将来に向けてこういった方々が一所懸命に研修をいただいているというのは、私共にとっても非常に明るい話題かなという風に考えております。

こういったことで、本県の林業、あるいは森林を取り巻く課題というのが、非常に大きく動いておる時期でございます。そういった中で、本日森林審議会をお願いするわけですが、今申し上げましたような県の基本的な考え方というのをご説明をさせていただきますと同時に、林地開発許可に関しましては、先日新規許可の案件が1件ございましたので、このことについて詳細にご報告をさせていただきたいという風に考えております。

限られた時間ではありますけれども、委員の皆さま方から忌憚のないご意見を頂戴し、実りのある会として参りたいという風に考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。お忙しい中、ほんとにありがとうございます。

司 会

続きます、県職員の出席者を紹介いたします。

林業振興課 課長の 西山 久雄 です。

森林整備課 課長の 泉 清久 です。

林業振興課 計画班長の 南方 清克 です。

森林整備課 治山班長の 森川 直博 です。

それでは、本日のスケジュールを簡単にご説明いたします。

本日の議事は、

「（１）森林審議会会長の選任について」、

「（２）和歌山県長期総合計画及び和歌山県森林・林業総合戦略について」、

「（３）林地開発の許可に関すること（新規許可事後報告）」、
となっております。

なお、終了時刻につきましては１５時３０分を予定していません。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

なお、これより写真撮影、録画、録音などをご遠慮くださいますようよろしくお願いいたします。

審議会の議長につきましては、和歌山県森林審議会運営についての内規の第５条に基づき会長が務めることとされておりますが、■■■■委員がご退任され現在会長が不在となっておりますので、森林法第７１条第３項及び同内規の第２条に基づき、副会長の■■■■委員に議長をお願い申し上げます。

■■■■副会長、よろしくお願いいたします。

■■■■ 副会長
(以下「副会長」)

ただ今、ご紹介にあずかりました■■■■でございます。

これより会長を選任するまでの間、議長を務めさせていただきますので、どうぞ円滑な議事進行に皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に基づきまして、議事を進めたいと存じます。

まず、本日の議事録の署名委員につきましては、私の方から指名させていただきます。

それでは、■■■■委員、そして■■■■委員をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、「議事（１）森林審議会会長の選任について」に移ります。

会長の選出につきましては、森林法第71条第1項の規定により、委員の皆様のご互選により選出していただくことになってございますが、会長の選出について、いかが取り計らいましょうか。

■委員

■委員におかれましては、先月■に就任されたということで、大変ご多忙のこととは存じ上げますけれども、私からはぜひ、■委員に会長を務めていただきたくご推薦されたいと思います。

副会長

ただいま、■委員から■委員に会長を務めていただきたい旨のご意見がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

（委員）

（拍手）

副会長

拍手をいただきましたので、それでは■委員に会長をお願いしたいと思います。また、本日の審議会の議長を■会長にお願いしたいと思います。短い時間でありましたが、私の議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。それでは、■会長、よろしく願いいたします。

■会長

（以下「議長」）

それでは改めまして、今会長に選んでいただきました■でございませぬ。

こちらに出るのは初めてなんですけれども、委員の皆様方の中には半分くらい、以前から知っておる方いらっしゃいまして、大変心強く思っております。私自身は林業に関係して、子供のころから林業に関係しているんですけれども、森林組合に行き始めて12年、県森連はついこの間会長になったんですけれども、役はいっぱい持っているんですけども、私自身はあまり役に立ちません。色んな周りの皆さん方のお力やお知恵借りながらやっております。こちらから委員の皆さん方のお力、知恵借りながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議長の職に就かせて頂きます。

それでは、引き続いて議事を進めたいと思います。

議事の2つ目、和歌山県長期総合計画及び和歌山県森林・林業総合戦略について、です。

事務局から説明をお願いします。

局長

それでは、私どもの方から簡単に長期総合計画、それから森林・林業総合戦略について概略をまず最初にご説明させて頂きまして、後ほど林業振興課長の方から詳細についてご説明させて頂きたい、という風に考えてございますのでよろしくお願い申し上げます。

お手元に配布させていただいております資料のうち、3-1として提出させて頂いておりますのが、和歌山県長期総合計画の特に森林・林業に関するところの抜粋でございます。それからもう一件、資料1というのが和歌山県森林・林業総合戦略というのがございますので、このそれぞれの資料に基づいて簡単にご説明を申し上げたいと思います。まずこの白黒になっております方の参考1、和歌山県長期総合計画という冊子をご覧いただければという風に考えてございます。今回、和歌山県長期総合計画、2017から2026年度という形で表紙をご用意させて頂いております。

この長期総合計画につきましては、昨年の4月から策定作業を開始しております、県森連さんや県木連、あるいは林業、あるいは環境等に関わる主な団体の方々からそれぞれご意見を頂戴しながら、それを集約して県の考えを合わせて整理をさせて頂いたものでございます。具体的な内容としましては、現状と課題をまず分析しまして、目指す方向それから実施する主な施策という風なものを整理させて頂きました。

手続きとしましては11月に素案を発表させて頂きまして、それに基づき県議会の特別委員会あるいは県民の皆さん方に対するパブリックコメント等によって意見を頂戴しながら、最終の計画案を今年2月の県議会において承認いただいたものでございます。

長期総合計画としましては、基本的には今後10年後、2026年度、平成38年度ということになるわけですがけれども、この平成38年度に和歌山県がどのようになっておれば良いかという風な

ことを前提として整理をさせて頂いたものでございます。

この計画の中での基本的な考え方といいますか、我々が考えておくべき事柄というのを、この資料の中には具体的には書いておらないんですけれども、大きな視点としましては、

1. 増加する世界人口と日本の人口減少
2. 経済と社会のグローバル化
3. 情報通信技術等の急速な進歩
4. 広域の交通ネットワークの充実
5. 国土の強靱化
6. 自然と共生する持続可能な社会
7. 価値観の多様化

こういったものが今後10年間の間に大きく動いていくであろうという風なことを前提として考えまして、私共としては林業あるいは森林ということで、特に林業は産業としての位置づけが非常に大きいものでございますし、あるいは森林というのは産業を支える根本であると同時に環境を守っていく非常に大きな要素である、ということもございまして、こういったそれぞれの項目というのは複雑に絡み合っておるという風に考えております。

その中で特に森林・林業というものにつきましては、やはり産業施策という位置づけが非常に大きいただろうと、いう風なことで、この長期総合計画の中におきましては、仕事を作る、一枚捲っていただきますと目次があるんですけれども、この中に「第2節 仕事を作る」というのがございまして、この中の「第3項 農林水産業の振興」その2として「林業の振興」という項目を掲げてございます。これが、少し捲っていただきますと下の方に、カラーページの「林業の振興」というところがありまして、ページ番号として66となっているんですけれども、林業の振興の中で現状から目指す方向、実施する具体的な施策等を書かせていただいております。これまた後ほど林業振興課長の方から詳細をご説明させて頂きますけれども、この中で重要な指標となる年間の素材生産量、あるいは林業就業者数等数値目標を掲げて、その進捗を今後管理していくこととしてございます。

長期総合計画におきましては、県全体の施策をバランスよく重ねていくという風なことでこういった、計画全体の取りまとめをさせて頂いたところでございますけれども。

これを踏まえまして、こちらの資料 1 カラー刷りになっております資料でございますけれども、和歌山県森林・林業総合戦略というのを作らせて頂きました。サブタイトルとして「新・紀州林業への挑戦」というサブタイトルを掲げさせて頂いております。これは元々和歌山は紀州木の国ということで、森林資源に大変溢れた地域でもありますし、木材あるいは林業といったものに対して、非常に全国的に大きな位置づけをこれまで保ってきたところではあるんですけども、中々今大きな情勢変化の中で中々紀州林業というのが、過去この全国の中で大きな位置を占めているわけではないという状況に陥っておるのが現状だと思います。そういった中で、やはり地域の力を結集してこの紀州林業というものを、また新たに活力あるものとして掲げていきたいという風に考えておりまして、少しチャレンジな書きぶりにはなっておりますが、「新・紀州林業への挑戦」ということで、これからの 5 年間でまた新しい動きを我々として作っていきたい、地域の皆様と手を携えて進んでいきたいという風なことを目標として表したものでございます。

この総合戦略の対象期間、先ほどの長期総合計画は 10 年間の目標だったんですけども、この森林・林業総合戦略については当面 5 年間、元号で言いますと平成 29 年度から平成 33 年度までを対象としてございます。そのなかで、以前から進めております森林ゾーニングによる施策の選択と集中、といったものを進めていく、というものが大前提なんですけれども、その中でさらに森林管理と木材の生産・流通・加工販売、こういったものをきちんと組み上げていく。これまでどうしても素材生産・流通・加工・販売といったものが、ややばらばらになっていて一体的に欠けていた部分があるのかなと、いう風なところがありますのでこれをやはり、和歌山の地域として生産・流通・加工販売といったものを一体化していくという風な取り組みをしっかりとコーディネートしていきたいという風に考えておりまして、それを今回の森林・林業総合戦略の中核として捉えております。その中で特に重点的に取り組むべき事項、それからそれらに関連する指標・目標数値といったものを書き込みましたものがこの森林・林業総合戦略でございます。

それぞれの長期総合計画、あるいは総合戦略につきまして、具体的な内容については、引き続き林業振興課長からご説明を

させて頂きたいと思いますので、この中に盛り込まれた考え方あるいは、こういった施策を進めていくうえで注意すべき事項等、また皆様方からご意見等がございましたら、忌憚のないご意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは林業振興課長の方から説明させていただきます。

林業振興課長

林業振興課長の西山でございます。今、局長からありましたように、私から県の長期総合計画と森林・林業総合戦略の内容について詳しくご説明をさせていただきます。時間が限られております。また質疑応答の時間もあるんですけども、30分程度にまとめさせて頂いて、大切な部分を抜き出して説明させて頂きたいと思います。

それでは長期総合計画からご説明をさせていただきます。見て頂いている中で参考資料1をご覧いただきたいと思います。一枚捲っていただきまして、目次がございます、先ほど局長の方からもありましたが、目次の中から確認をしていただければと。第2章の目次のページになっておりますけれども、まず森林や林業が関係する記述があるところをチェックしていただければ、と思います。

まず、第2節の第3項の2つ目、林業の振興、それから、同じ項目の4つ目に、農林水産業の担い手の育成。森林や林業については、この2つに主な内容が記載をされています。

本日はこの2つについて説明をいたしたいと思います。

また、関連するところといたしまして、

第2節の第5項の1つ目、ICT等の利活用推進

節が変わって、第3節の第1項の1つ目、「災害による犠牲者ゼロ」の実現

1ページめくっていただきまして、第4節の第1項の4つ目、地球温暖化対策の推進

節が変わりまして、第5節の第1項の1つ目、和歌山が誇る豊かな自然の継承

同じ項目の4つ目、個性豊かで暮らしやすい中山間地域づくり

このように、治山の関係、それから自然保護、山村地域での

活動などについて記載をさせていただいております。

それでは、1枚捲っていただきまして、林業の振興についてご説明をさせていただきます。

まず、現状と課題ですが、森林の資源は利用期に入っていますが、本県は地形が急峻であるために、林内の路網の整理が遅れていて、原木の生産コストが高くなっています。今後、人口減少の影響で、住宅の戸数が減るため住宅用の木材需要は全体として減ると予想していますが、これは外材を含めた量であり、木質バイオマスへの需要も含めて国産材全体の需要は伸びていくと予想してございます。

そして目指す方向としては、先ほど局長からも説明がありましたとおり、森林ゾーニングを基本軸に、客観的に今、産業政策をすべきところと環境政策をすべきところを分けて進めて行くこととしています。

それから、森林ゾーニングについてですけれども、昨年度の森林審議会でも説明させていただきましたので、選考因子などの説明は割愛させていただきます。

1枚捲っていただきまして、ゾーニングの図をご覧頂きたいと思えます。

赤色が経済林の重点エリアで、青色がその他の経済林で、グレーの部分が環境林にあたる場所です。これを見ますと、一大産地の西牟婁地方や東牟婁地方の山林で環境林が比較的多く見られるかと思えます。これは、県の南部では山腹の傾斜がきついことや、路網が思うように伸びていないことが原因と考えられます。

次に林業・木材産業の成長産業化についてですが、写真にあります油圧式の集材機の開発の支援や、伐採と植栽の一貫システムを確立して、低コスト林業を推進してまいります。

これについては、先月30日田辺市におきまして県が主催して研修会を開いて、基調講演や現場での油圧式集材機やドローンによる苗木の運搬等のデモンストレーションなどを行ったところでございます。

ICT等の革新的技術の活用については、この4月に田辺市が国

の林業成長産業化地域創出モデル事業という事業で、全国16箇所の中の一つに選定されました。田辺市が行う事業ではありませんが、県としてもいろいろな側面で田辺市を応援していきたいと考えております。

その他、大消費地での販路拡大や海外輸出の促進、また和歌山県には立地していない集成材や合板の工場誘致を推進してまいります。

利用の方では、公共建築物などの住宅以外の建築物の木造化や木質化や、公共土木工事での木材利用を促進してまいります。また、木質バイオマスエネルギーへの利用も積極的に推進してまいります。

次のページをお願いいたします。

多様で健全な森づくりでございます。環境政策としての森づくりですが、森林がもつ多面的な機能の維持や増進を図ります。そして、県の森林ゾーニングで環境林に区分されるところで、林業の採算が取れない人工林については、針広混交林化や広葉樹林化により、森林の機能の回復を図ります。

また、花粉の少ないスギやヒノキの苗木の生産拡大にも力を入れていきます。今年の予算で、花粉症対策苗の供給量を拡大できるよう、母樹林の整備を行っています。

企業の森については今日の時点で76団体が83箇所、面積でおよそ270ヘクタール実施していただいております。引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、進捗管理目標の表をご覧くださいと思います。

指標としては6つ掲げてございます。上から年間の素材生産量、年間の林業算出額、年間の国産材製品出荷量、年間の木質バイオマスエネルギーへの木材利用量、10年後の林業就業者数、それと「企業の森」の参画活動箇所数でございます。

まず、素材生産量については10年後に18万 m^3 から30万 m^3 へ、およそ1.6倍に増やす目標を立ててございます。

この根拠は、重点エリアの約7万ヘクタールで60年サイクルの皆伐を行うと考えて年間の素材生産量の上限值を決めた上で、所有者が不明であったり、所有者がわかっても施業に同意されない場合、また、局所的に施業ができないところもあるとして重点エリアであっても35%程度は施業できないと予測

し、30万m³という予測をしてございます。

なお、昨年5月に策定された国の森林・林業基本計画でも2400万m³から10年後に4000万m³と1.6倍に増やす計画であり、国の計画とも合致するところであります。

また、この素材生産量の目標値が、他の指標の目標値の計算根拠になっていきます。

次に林業算出額については、素材生産量は増加しますが、スギやヒノキの価格は漸減的に下がるだろうと予測して計算をしております。また、林業産出額にはキノコや炭、林野副産物も含まれていますが、これらは10年前の産出額と比較して、同じように減るだろうと予測をして産出額の変動率を計算し10年後の産出額をそれぞれ計算いたしました。

次に国産材の製品出荷量は、30万m³のうち、原木の用途比率を製材用が6、集成材用などが2、バイオマスやチップ用が2という割合で仮定をしまして、歩留まりを6割5分と考えて計算をいたしております。

次に木質バイオマスエネルギーへの利用量は、現在1万5千トンの利用でございまして、出力が5000キロワット級の木質バイオマス発電所が1基できると想定をしまして5万トン強の利用が想定され、現在県外などへ送られている木質バイオマス用の材が一部県内の施設に流れることも加味をいたしまして、6万トンとしております。

次に林業就業者数ですが、これは国勢調査の結果を用いまして、30万m³の生産を行うために何人必要か、という観点で、単に人数を増やすだけではなく、現在の労働生産性を1.5倍にすることを前提として計算をいたしました。

そして、最後に企業の森の参画活動箇所数ですが、前の長期総合計画では企業数にしておりましたが、これまで企業の森の活動をされていた企業で複数の箇所をされることが多くなってきたことから、より実際の進み具合を表す指標として箇所数に変更することといたしました。

続きまして、1枚をめくっていただきたいと思います。

ここでは、担い手の育成や確保について記載をしてございません。

特徴は、担い手の数を増やすことはもちろんですが、優れた

経営感覚や高い技術を持つ人材の質を高めることを目指しているところでございます。

今年4月に開講しました農林大学校の林業研修部におきまして、林業経営コースに入学しました1期生の5名の方は、伐採や集材の技術の習得はもちろんですが、経営手法を学んだり、プレゼンテーションの科目やコーチングあるいはリーダー論、提案型の集約化施業のやり方など、今までの研修にない科目を学んでおります。

また、インターンシップにたくさんの時間を割いておりまして、現場でしか学べない感覚を修得してもらいたいと考えて、カリキュラムを組んでいるところでございます。

次のページをお捲り頂きたいと思っております。

進捗管理目標を記載してございます。新規の林業就業者数を10年間で400人とすることを目標にしております。先ほどの林業就業者数から森林組合の役員や職員数を除いて、実質的に現場で林業に従事されている方を維持することを前提に、現在働かされている通年雇用の林業従事者と新規の林業就業者を足して、定着率を7割強と設定して計算をいたしております。

以上が、長期総合計画での森林・林業の説明になります。

なお、前回の長期総合計画の成果については、148ページから149ページにかけて、あるいは数値目標の主なものについては153ページに記載させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、続きまして今度は森林・林業総合戦略についてご説明をさせていただきます。資料の方が資料1という方を見ながらお願いをしたいと思います。

この総合戦略につきましては、今月に公表した後、私と計画班の南方班長らとで、振興局などの会議室で関係者の方々に説明に回らせていただき、昨日、一旦回り終えてきたところでございます。

表紙ですがオレンジ色の防護服を着ている5名の方が写真に写っていますが、この方々が先ほどお話ししました林業研修部の1期生の方々です。

表紙を1枚お捲りいただきたいと思っております。目次が書いてご

ざいます。第1章は基本事項、第2章は具体的な取組という構成になっております。

具体的な取組は4本の柱となっております。

3ページからの「適正な森林管理」、6ページからの「素材生産体制の強化」、10ページからの「素材流通体制の強化」、12ページからの「紀州材加工販売体制の強化」になります。

1ページ目から2ページ目にかけてございます。この総合戦略の基本事項を書いております。

この総合戦略の位置づけについては、先ほど局長からお話をさせていただいたとおりでございます。

対象期間は今年度から5年間で、素材生産量を26万m³に増やすことを目標にしております。2ページには森林ゾーニングについて記載をしております。ゾーニングの選考因子については、このページの下にある表でご確認いただければ、と思います。

では、具体的な取組について説明をさせていただきたいと思っております。次のページ3ページをご覧くださいと思います。

まず、3ページの「適正な森林管理」についてです。

「適正な森林管理」については、丸1、次のページ以降の丸2、丸3と3項目に分かれております。まず丸1についてですが経済林について、丸2、丸3は環境林について記載をしております。

それでは3ページの丸1 循環型林業の促進（経済林）からご説明させていただきます。

「林業を持続可能な産業とするために不可欠な循環型林業のシステムの確立をめざし、「植栽」から「保育」、「伐採」、「再植栽」に至るサイクルを定着させるとともに、社会的要請の極めて高い花粉発生源対策を推進します。」としてございます。

まず1点目の、「伐採と植栽の一貫システムの推進」でございます。

図を見ていただくと判りますように、従来の作業では、伐採・搬出を行った後、地拵えを行い、植栽については、春または秋に行っていました。

このように、伐採・搬出の作業と、地拵え・植栽の作業が別々となっていたため、再植栽を行う場合は、人の動員や資材の搬入、作業道の整備などをやり直す必要があり、コストが余計にかかってしまうという課題がございました。

そこで、この一貫システムでは、伐採と同時進行で地拵えを行い、植栽はコンテナ苗を活用することにより、伐採から植栽までを一気に行うこととしてございます。

コンテナ苗は、造林コストの低減を目的として、森林総合研究所などで開発されたもので、植栽可能時期が長いという利点がございます。

コンテナ苗を活用した伐採から植栽までの一貫システムを導入することにより、再植栽の低コスト化を図ります。

次に「花粉症対策苗木の増産」について説明します。

全国では、4人に1人が花粉症であるというデータも報告されており、花粉症対策は、社会的要請が極めて高い課題となっております。

このため、花粉の発生量が少ない苗木を育成する採穂園の造成や、コンテナ苗、裸苗の増産を県内の山林種苗生産事業者と連携して、花粉症対策苗木の増産を行います。

4ページをお願いいたします。

丸2、「森林所有者による手入れが困難な森林の保全（環境林）」です。

「手入れが遅れた森林については、森林の公益的機能の低下が懸念されることから、「企業の森」制度による植栽や「紀の国森づくり基金」を活用した間伐等を進め、森林機能の回復を図ります。」としています。

「企業の森」については、平成15年に和歌山県が全国に先駆けて実施した制度で、伐採後の放置森林や手入れが進まない森林を保全するため、民間企業などのCSR活動の一環として、森林整備を推進するものです。

「企業の森」は、企業と県・市町村が三者で協定を締結し、企業は土地所有者から無償でフィールドを提供していただく仕組みです。

企業等は年1～2回程度、イベント等で植樹や下刈などの森

林保全活動を行います。

2015年度までに県内77箇所で「企業の森」の活動が実施されました。

次に「「紀の国森づくり基金」による切捨間伐」でございます。

県独自の税制である「紀の国森づくり税」を財源とする「紀の国森づくり基金」を活用して、整備が遅れた奥地林などの森林機能を回復させるため、強度な切捨間伐による針広混交林化を進めます。

写真にありますように、間伐前は、立木密度が高く、林内に光が入らないため真っ暗な状態ですが、間伐をすることで、林内に光が入り、下層植生が豊かになり、将来的には天然更新により針広混交林に誘導します。

針広混交林となることで、多様な動植物の生息が可能となり、生物多様性も高まります。

また、間伐することで残存木の成長や根の発達が促され、山地災害に対しても強い森林に導くことができます。

続きまして5ページをお願いいたします。丸3の「貴重な森林の継承（環境林）」です。

「江戸時代、紀州藩では「留山（とめやま）」という制度を定め、これに該当する場所では森林資源の保護や土砂災害の防止等のために樹木の伐採などの行為を禁じていました。こうした先人の知恵にならい、本県の貴重な森林を後世に継承していきます。」としています。

「新紀州御留林」は、環境林のうち特に重要なところについて、県又は市町村が所有者から森林を買い上げ、公有林として天然林を保護し、和歌山県の生態系を恒久的に保全していこうというもので

県と市町村で、貴重な森林を保全していこうというものでございます。

県内では、すでに、古座川町や串本町などで実施をされております。

一枚お捲りいただきまして、6ページをお願いいたします。

「2. 素材生産体制の強化」でございます。

6 ページ丸 1 から 9 ページ丸 4 まででございます。

まず丸 1 の「素材生産業者の販売力強化」でございます。

ここが、本戦略の重要な部分の一つになります。

昨年度であります、田辺市の本宮町で、本宮町森林組合と民間の素材生産業者の数社が取り組まれた、いわゆる本宮プロジェクトという名前と呼んでおるんですが、そういう取組があります。

これは素材生産の担い手を育成しながら、森林組合と素材生産業者とが手を組んで、売り先も協定を結んだり、目標を定めて、一緒になって素材を生産した、和歌山県では新しい取組です。県の職員も現場に入って、この取組を応援してきました。想像以上の成果を得ることができたと報告をうけてございます。

そして今年度は、その取組みを拡げていこうと、ほぼ全ての振興局で一つ以上のモデル的な取組みを始めてございます。そういった背景もあって、今回の総合戦略でもこの取組みを推し進めていこうと、この項目を掲げてございます。

それでは説明させていただきます。「木材の安定供給と効率的な販売により産地間の競争力を高めるため、加工事業者の素材生産への参画を促し、同業者の水平連携と異業種間の垂直連携を推進し、販売力を強化します。」としています。

大きく分けて 2 点、1 点が加工事業者の参画、もう 1 点が協業による生産販売、直送販売ルートの複線化、としています。

一つ目の加工事業者の参画については、加工事業者の方も素材生産の段階から、自分たちが欲しい材を素材生産の現場に伝えるという事で、それは、実際に加工事業者の方が素材生産の現場に行かれる場合もありますし、後で説明する、この図で言うと、山土場の部分になりますが、そこに欲しい材の情報をしっかりと伝えるという事で参画していくという場合もあります。また、加工事業者の方、自ら素材生産の事業にも乗り出すという方法も考えられると思います。

よく言われています「マーケットイン」の考え方に切り替えていくということでございます。つまり、ここでいう加工事業者の参画というのは、加工事業者の方が欲しい材をしっかりと素材生産の現場に伝えるという事を意味してございます。

次に、水平協業と垂直協業による生産販売、直送販売ルートの複線化です。

これは挿絵を見てもいただきますと。横に水平協業、縦に垂直協業と書いてございます。

水平協業の意味するところは、現状では、例えば、素材生産業者の方は、生産した原木を全て、原木市場に持って行く、または、一部は加工事業者の方に直送して、残りは原木市場に持って行く。この様な形態になっていると思います。

水平協業というのは、素材生産業者の方、数社が場所と時期を合わせて山の土場を共同で使うなど、協力して生産することによって、ロットを揃えるということを表しております。ロットを揃えることにより、例えば、今まで、取引のなかった加工事業者の方に対して安定的に原木を供給できる様になったり、この絵で言いますと、複数の加工事業者の方と直接取引できる可能性が出てくるということでございます。

素材生産業者の方から加工事業者の方への直送が増えるということは、何らかの協定みたいなものが必要になりますが、素材生産業者の方にとっては、材を集める努力はもちろん必要ですが、安定した収入を見込めることから、経営の安定化に繋がります。また加工事業者の方にとっては、欲しい材を欲しい時に、安定した量と価格で調達できるということになりますので、メリットは大きいとゆうぐあいに思います。

次に垂直協業についてですが、何かと言いますと、先ほどの加工事業者の方の参画は、加工事業者の方が山元にアプローチをかける例でしたが、逆に、素材生産業者側が加工事業者の方の求めている材を把握し、その材にあった施業団地を形成して、あくまで加工事業者の方とビジネスパートナーとして素材生産を行うというものでございます。

単純に言い方になりますけれども、市場(しじょう)が求めるものを、安定的に供給することによって、素材生産者側、加工事業者側、両方にメリットが生じると言う風なことを考えてございます。

そして、この協業による生産販売システムで一番重要となってくるのが、この図の真ん中にあります、木材市場Dの役割で

ございます。今までの話を実現させる重要なカギは、山土場での選木だと考えてございます。

また、その選木は、加工事業者E、F、Gとありますが、どの加工事業者の方に直送すれば良いのか、または、原木市場に出た方が良いのか等の判断をする必要がございます。

それに加えて、そういった判断は、加工事業者E、F、Gがそれぞれ求めている規格を熟知しておく必要もありますし、その規格を素材生産業者に伝えるという事も必要となってきます。

この見極めと判断ができる人材がこのシステムの要(かなめ)といっても良いと思います。

今までも、1社で、この様な形態を取っている事業者にとっては、当たり前様な話に聞こえるかもしれませんが、その1社と他の数社が組んで、この様な形態を取れば、今まで以上の事が出来る可能性が膨らむと考えられます。

県では、この様な形態での生産販売を全体の30%、数量でいいますと8万m³に達するようにしていきたいと考えてございます。

続きまして7ページでございます。丸2の「基盤整備の推進」です。

「素材生産性の向上を図るため、林道、作業道等の整備・改修を進めるとともに、高性能林業機械の導入を支援するなど、地域の実情に応じた基盤整備を推進します。」としてございます。

まず、林道、作業道等の整備です。

素材生産性の向上を図るためには、循環型林業を目指す森林を主体に、路網整備を重点的に進めていくことが重要です。

そのため、林道や、林業専用道、森林作業道の一体的な整備を促進してまいります。

次に、高性能林業機械の配備でございます。

素材生産性の向上や従事者の労働強度の低減、労働安全性を確保するため、高性能林業機械の配備を推進し、路網と高性能

林業機械を適切に組み合わせた低コスト作業システムの構築を図ってまいります。

続きまして1枚お捲りいただきまして、8ページでございます。丸3の「素材生産業者への森林情報の提供」です。

「県と市町村が連携して林地台帳の整備や森林情報の精度向上に取り組み、素材生産業者が森林情報を得やすい環境整備を推進します。」としてございます。

林地台帳は、森林の土地所有者の氏名、住所、土地の所在、地番、面積等を記載した台帳です。

これにつきまして今年度は、県で林地台帳原案の作成を進めているところで、来年度以降に、県内各市町村において本格的な林地台帳の整備を進めていただく予定としております。

次に森林情報の精度向上です。

現在、航空レーザー測量、また地上3Dレーザー測量など、新しい技術が出てきています。

県では、これら技術の情報収集を行い、より正確な森林情報の把握のため、活用していきたいと考えております。

続きまして9ページでございます。丸4の「優秀な人材の育成・確保」でございます。

「儲かる林業」に向けて、本格的な利用期を迎えた森林資源を活用し、木材の安定供給に取り組むため、林業生産を担う人材の育成・確保について、①農林大学校での人材育成、②経営者の労務管理意識の改革、③新規起業者への支援により推進していきます。

まず、農林大学校での人材育成ですが、本年4月に開設しました林業研修部の2つのコースを通じて、将来の林業経営を担える人材や、林業事業体の中核として、オールラウンドで活躍できる人材を育成いたします。

林業就業希望者を対象とした「林業経営コース」。ここでは、林業の基本から、素材生産経費の削減・設備投資といった、経

営管理のできる人材を育成いたします。

また、既就業者を対象とした「スキルアップコース」では、生産性の向上を図る専門的な知識・技能を備えた人材を育成します。

また、新規就業者確保について、就業相談会、林業体験会等を実施する、わかやま林業労働力確保支援センターと連携し、若い世代の林業に対する理解と関心を高め、新規就業者の裾野の拡大・確保を図ります。

次に、経営者の労務管理意識の改革です。

林業従事者が、キャリア・アップして働く意欲を高め、誇りを持って仕事に取り組むことができるよう、和歌山労働局、わかやま林業労働力確保支援センターなど、関係部局と連携し、林業事業体において、能力や実績に基づく、公正で客観的な人事評価制度、キャリアに応じた賃金制度を構築いただくため、事業体の人事評価者を対象に、客観的かつ公正に評価できる、知識やスキルを習得する研修会を実施してまいります。

新規起業者への支援については、融資制度の案内や、関係機関による窓口相談、創業支援セミナーへの案内など、相談される方の状況・段階に応じて、支援をしてまいります。

10 ページをお開き願います。3つ目の大きな項目としまして「素材流通体制の強化」でございます。

丸1と次のページ丸2がございます。

10 ページ「丸1 木材市場の機能強化」です。

「素材の流通の効率的な促進するため、ニーズに基づく現地における選別、川上・川下の需給マッチング、需給データベースの構築を推進し、木材市場の機能強化を図ります。」としています。

従来は、森林で伐採した木材を木材市場へ運搬し、木材市場で選別・販売する形が主流でございました。

しかし、この方式では、最終的な買い方である加工事業者のところに木材が届くまでに、運搬が二重になるなど、流通コストが余計にかかることや、原木の安定需給のマッチングが不十分であるという課題がありました。

そこで、素材流通の効率化を進めるため、山土場で川下のニーズに応じた素材の現地選別を推進し、加工事業者へ直送できる体制を構築します。

ポンチ絵にもありますように、木材市場のあっせんによる相対取引によって、素材生産業者に対しては加工事業者のニーズを、また加工事業者に対しては素材生産業者の生産見込みを提供することで、地域内の需給が適切にマッチングするようコーディネートします。

木材市場関係者の情報に基づき、ニーズに合わせて現地での素材を厳選し、川上と川下の需給マッチングを行うことで、川上から川下への直送体制を確立いたします。

こうした取組により、流通コストや、原木の安定供給のマッチングという課題を解消していきたいと思えます。

また、現地選別による川上と川下の需給マッチングを円滑に実効するために、素材生産業者と木材市場、加工事業者を結ぶデータベースの構築を図ります。

続きまして11ページでございます。丸2の「選別技術者の育成」です。

「素材の現地選別を推進するため、和歌山県農林大学校で実施する研修におきまして、選別に係る基礎的な知識及び技術を習得させるとともに、林業事業体における実践的な研修を推進し、官民一体の取組で選別技術者の育成を図ります。」としています。

まず、農林大学校の林業研修部における研修では、市場関係者、製材業者、木材流通コンサル業者による座学研修、加工事業者など需要側のニーズを把握する実地研修を行い、素材の用途に応じた採材・選別技術の習得を図ることとしています。

また、林業事業体における研修では、木材市場等の職員を講師として派遣し、現場作業員、森林所有者、納入先等との折衝を行う職員を対象に、山元現場での選別や仕分けや寸検等の実践的な技術習得を図り、選別技術者の育成を目指したいと考えています。

続きまして12ページをお願いいたします。「紀州材加工販売体制の強化」です。

丸1と丸2がございます。

まず、丸1の「加工事業者の生産・販売力の強化」ですが、「紀州材のブランド力を高めるとともに、集成材や合板、さらに木質バイオマスへの利用を進め、高品質材から並材、低質材までの需要拡大を図ります。また、需要に応じた加工施設の拡充や加工事業者の販売部門への支援、製品卸売り事業者とのマッチングを行い、生産・販売力の強化を図る」としています。

ここからは、13ページの下側の図、県内木材生産・需給見込を見ながら聞いていただければと思います。

まず、1点目が「高品質市場(しじょう)の開拓」です。

NPO法人 国際社会貢献センター、ABICというところになるんですけども、そこに木材関係の商社OBの方で、紀州材の販路開拓アドバイザーをお願いしております。このアドバイザーの方に情報発信と収集に取り組んで頂いているところでございます。

また、首都圏での紀州材展の開催を支援して、これまでの流れを汲んだ高品質材の需要拡大をより一層進めてまいります。

さらに、東京ビッグサイトで開催されております「ジャパンホームショー」、あるいは東京都主催のマッチング商談会への出展を支援することで、様々な紀州材製品の販路開拓を図ってまいります。

こうした取組みを通じて、高質材の販売量を素材換算で年間4千m³から1万m³に引き上げたいと考えてございます。

続きまして「『紀州材ブランド』を活用した販売促進」についてでございます。強度や寸法安定性を確保するための施設整備や加工施設の拡大を支援し、並材の中の直材の加工・販売を促進いたします。

また、現在は他産地の製材品や集成材を加工している県内のプレカット工場への紀州材の供給について、素材生産量が増加するなかで徐々に進めて参りたいと考えております。

次に「集成材、合板工場等への供給」でございます。

並材のうち小曲の材や軽度なアクリクイ材の需要先については、集成材工場等の県内立地を進め、併せて合板工場等への素材供給を引き続き推進し、需要の拡大を進めたいと考えております。

今回の戦略では直材と小曲り、あるいは害虫材を合わせて、これまでの並材消費年間 10 万 5 千 m³ を 14 万 2 千 m³ に引き上げて、山側での素材生産の増大にしっかりと対応していきたいと考えてございます。

次に 13 ページ、「木質バイオマス発電施設等への供給」についてでございます。素材生産の増大に伴って出てまいります C 材や D 材や被害の顕著なアクリクイ材、加工に伴う不要な端材などにつきましては、原木供給協議会を設立するなどの素材生産側と加工側が一体となった広域的な供給体制を構築し、安定的に木質バイオマス発電施設等へ安定的に供給して参りたいと考えております。これによりまして、低質材の供給を年間 4 万 6 千 m³ に引き上げたいと計画しております。

最後のページでございます。14 ページをお開き下さい。丸 2 の「公共建築物等への紀州材利用拡大」でございます。

平成 22 年に国の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、これを受けまして平成 24 年 2 月に策定しました「和歌山県木材利用方針」に則りまして、公共建築物における木造・木質化を推進し、紀州材の利用拡大を図る」ということとしております。

もちろん県だけではなく、県内の市町村においてもそれぞれ木材利用方針を定めていただいております。

また、「きのくにわかやま木造塾」というのを平成 27 年度より実施をしております。本年度も引き続き実施をしております。

県内の建築士の皆さま方に木造建築にかかる専門知識を深めて頂き、紀州材の応援団として非住宅建築物での木造化を促進してまいりたいと考えております。

ここにあります写真のように、和歌山市内の秋葉山県民水泳場、那智勝浦町の県土砂災害啓発センターなどの公共建築物においても、積極的に木造化を進め、木造建築の啓発を行っているところでございます。

加えて公共土木工事においても平成26年6月に県の「公共土木工事における木材利用推進指針」を定めまして、こうした需要拡大の取り組みを含め、全体として紀州材の年間総生産量・総販売量を18万1千㎡から26万㎡に引き上げる計画としてございます。

長くなったんですけれども、以上で「長期総合計画」、それから「和歌山県森林・林業総合戦略」のご説明を終わります。なにとぞ、よろしく願います。

ありがとうございました。

議長

ただ今、事務局からの説明がございましたが、委員の皆様からご意見やご質問はございませんでしょうか。

委員

これ（長期総合計画）10年計画ですよね。（総合戦略は）5年ですよね。10年と5年で違うのは？

局長

はい。

この「森林・林業総合戦略」につきましては、とりあえず当面の産業としての林業の競争力を高めるといふ風なことを、まず基本的な考え方として整理をさせていただいた、という風なところがございます。

実は林業につきましては、全国的に今、非常に動いている時期にありまして、過去10年間くらいの間には実は東北地方、それから九州地方でもものすごく生産量が伸びておる、という風な状況になっておりますし、工場等の大型化というのがもの凄い勢いで進んでおる、という風な状況がございまして。

そういった点がありまして、今実は国内の木材消費の中で国産材の割合というのが、一時はもの凄く下がっていたんですけれども、ちょっと今回復傾向にありまして、木材自給率30%くらいまで国産材が増えてきておるといふ風なことで、実は今国が策定しました計画の中で言いますと、10年後くらいには国産

材と輸入材の利用比率が逆転するであろう、という風なことが言われておる、という風なことがございます。

とはいうものの、和歌山県の素材生産量は実は、ここ10年くらい全く動いていないという風な状況がございまして、ちょっと今全国的な国産材回帰の流れに少し、今和歌山県が乗り遅れているという風なところがありまして、これを少なくとも全国で伸びているところに伍して、和歌山県の素材生産あるいは木材産業というものを立ち上げていかなければならないだろうと、いう風なことがありまして、当面の産業施策としてまずこの5年間。この5年間で遅れてしまうそうですね、全国の波に完全に乗り遅れてしまうだろうという風なところがありますので、「長期総合計画」で10年間の目標を立てておるんですけど、まずとにかくこの5年間の間にしっかりと全国の流れに追いつく、場合によってはそれを追い越せるぐらいの勢いをもって取り組まないといけないのではないかといい風なことがありまして、まずは5年間の戦略としてこれを作らせていただいたというところがございます。

おっしゃっていただきましたように林業、あるいは和歌山県の森林をどうしていくか、ということにつきましては、これはやはり長期スパンで考えていかなければならない分というのがありますので、実はここの「森林・林業総合戦略」の中で、これ見ていただくとですね、1ページ。表紙を捲っていただきまして、第1章の1. 策定の趣旨というのがありまして、これの第2段落目に書いております、こうした数値目標の内、特に生産活動の基本的な指標である素材生産量の増大に主眼を置き2021年を目標年次として、重点的に取り組むべき内容なわけです。

というのがこの総合戦略の趣旨でございまして、今お話のありました、所謂森林のあり方等につきましては、「森林・林業総合戦略」とは別に県の「長期総合計画」あるいは「環境基本計画」等とリンクしながら、また別途取組というのを進めてまいりたい、という風に考えております。

ちょっとそういった点で、森林全体の話と素材生産の話とが、ちょっと別の、別のと言いますか一部なんですけれども、ちょっとその素材生産だけを抜き出してこの戦略を作らせていただいた、という形でご理解いただければという風に思います。

北の製材の素材の価格、立米あたり約3万円ばかりであった。ところが今は低い。製材の評価って全部下がってきているんですけども、その原因はどのように。

局長

まずですね。一番大きいのは、和歌山県は実はヒノキの資源量、それから生産量が非常に多かったんですけども、このヒノキの価格がもの凄く下がっております、たぶん昭和40年代がピークだったと思うんですけども、この頃から4分の1くらいになっているかと。

委員

10分の1くらい。

局長

そうですね。一番のピークで行くと、立米が9万円、10万円ぐらいまでいったものが、今は1万2千円とか1万4千円とか。そういった価格になっているということで、特に、今どちらかと言えばスギの方が多く使われている中で、ちょっとヒノキに割と重点を置いていた紀州材というのが、少し、比較的割をくってしまったというか、そういった部分がひとつあるかと思えます。それからやはり、どうしても今回の戦略のなかでも、我々の反省点なんですけれども、どうしても生産側が市場に、どちらかという販売を任せていた、という風な部分がありまして、市場から先の加工であったり、販売であったり、という部分まで紀州材として十分に、売り方ありますとか価格をコントロールできなかった、という風なところもあったかという風に思ひまして、そういった部分がやはり他の産地に比べると、やや販売の現場から、和歌山県の場合に生産側が遠かったかなと、いう風なところがございます。

そういった反省を踏まえまして、より流通や加工販売のところまで密接して一体的な取り組みを図っていこうというのが、今回の戦略の考え方です。

議長

他に皆様方から何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

委員

異業種さんとの連携ということなんですけれども、和歌山県ではどのような業種さんと今連携を図っているのでしょうか。

それと今、聞いているとあまり、「ええっ！」というような「これはおもしろい。」というような異業種との連携は今ないのではないかなという風に思って、一度伺ってみたいと思うんですけれど。

局長

逆に言いますと、「ええっ！」と言うくらい、ちょっと連携ができていなかったというのが、私共の反省でございまして、実はこの和歌山市に関して申し上げますと、実は木材産業というのが非常に大きな産業でございまして、特に和歌山の埋め立て地に木材港というのが元々あって、そこでは所謂製材、和歌山県の主要産業が製材であったわけで、今も実は製材、そこからプレカット、住宅用の建築用のプレカット産業というのが、非常に大きな産業になっております。今でも、和歌山市の中でもかなり大きなウエイトを占めてるのが、そういった住宅用の製材、プレカットという業種なんですけれども、実は和歌山市内でそういったプレカットをされている企業さんのほとんどがですね、外国からの輸入材を中心に製材・プレカットをされておると。まあ、国産材も使っておるんですが、かならずしも紀州材の使用割合が高いわけではない、という風な状況でございまして、和歌山県内にはせっかくそういった全国的にも力を持った住宅用プレカット、住宅用製材の企業さんがたくさんいらっしゃるのに、そういったところと県内の、所謂紀州材の生産側がうまく繋がっていないというふうなところがあるというのが私共の大きな反省点でございまして。

そういったところもありまして、今回我々が特に考えておりますのは、県木連（県木材協同組合連合会）もしくは和木協（和歌山木材協同組合）というのがあるんですけれども、こういったところの方々と一緒になりまして、当然コストの問題であったり、品質の問題であったり、数量の問題であったり、色んな課題はあるんですけれども、こういった課題、あるいはその解決策というのをお互いに出し合うようなかたちで、せっかく和歌山にこういった住宅用建材の企業さんがたくさんいらっしゃるんで、和歌山で作った、和歌山で生産された紀州材を、そういった和歌山県内の木材産業でもっとしっかり使っていただく、そのための課題整理をした上で、そこで使って頂けるような、こういったハードルをクリアすればそういったところで使って頂けるようになるのか。そこら辺、和歌山市内のプレカ

ットで使って頂けるようになれば、逆に近畿一円、企業さんによっては全国相手に商売されているようなところもありますので、そういったところにも紀州材をしっかりと使って頂けるような環境作りができるのではないかな、という風に考えておりました、今特に大きなボリュームを使って頂きたい業種としましては、やはり和歌山県のそういった住宅用、非住宅用もあるんですけども、そういった建材用の製材あるいはプレカット、こういったところを一番大きな目標という風に考えております。

委員

ありがとうございます。

あの、その他にですね。和歌山の場合は、どうしても森林・林業がメインの産業になっておりますので、あまり「えっ！」というような異業種との結びつきは、たぶんだらうなと思うんですが、これから和歌山でプレカットだとか建材を、今度は和歌山の木でというのはもの凄く良く分かるんですが、それを和歌山県内の他の地域、紀南とかあちらの方に色んな、もっと、仕事を作るという意味で、木材の利用の研究がなされないものかなと思ったんですね。

なぜかと申しますと、ちょっとお時間頂いちゃうんですけど、泉州の方は織物が盛んです。で、その泉州の織物の中に、この頃木を素材とした糸で織られたものが出てきている。そうものが、このたくさんある木材から、素材として違う暮らしの中で活かしていけるものも生み出していけたら、また和歌山の産業としても、仕事を作るという意味から何かできないかなという風にこの間からちょっと思っていてですね。私が思ったからといって、それがどうこうということには全然ならないんですけども、日本国中たくさんある木が建築用材ばかりでなく、土木建築そちらの方の利用もあるんですけど、ばかりでなくもっと人の暮らしを豊かにする素材として何かができるいかないかなという風に思いましたもので、和歌山ではどのような異業種との連携が木材を使っていくかを求めていらっしゃるのかなという風に思いました。

ありがとうございました。

局長

ありがとうございます。

今おっしゃって頂きましたように、やはり量を使うという意

味では、建材であったり土木であったりっていうのが非常に大きいんですけれども、やはり皆さん方、県民であったり市民であったりの方々に身近なところに木を使って頂くということも、これはこれでものすごく大事な話だという風に考えております。ただ、中々私共県庁の職員もそれから実際に木に携わっている方々も割とこれまでの木の使い方に、どうしても固定観念で固まってしまっているところがありますので、私共も色々な方々と意見交換をしながら、新しい木の使い方っていうのを考えていきたい、という風に考えております。逆にそれこそ異業種と言いますか、異分野の方々から木をこういう風に使ったら面白いんじゃないかといった、ご提案を頂ければ、そういったものをしっかり頂いて我々がその活用方法について考えていきたいという風に考えております。もしアイデアを頂戴できればですね、私共、たとえば林業試験場でありますとか県の工業技術センターなんかにも、うちも林の関係の職員を派遣しておりますので、そういったところで、アイデアを実際にどのように具体化していくのか、あるいはどういった企業さんにそれを作って頂くのかみたいなことについては、我々も色々なネットワークの使いようがあるかという風に思っておりますので、むしろ、そういったもしこんなことに使ったら面白いんじゃないか、という風なアイデアがございましたら、どんなことでも結構ですので、また私共の方にお話頂戴できれば、できるだけ身軽に対応してまいりたいという風に考えておりますので、その辺またご協力をお願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長

他に皆さま方からご意見ございませんか。

委員

の でございます。

私の方から2点、コメントと質問をさせていただきます。

ひとつはですね。今回の「和歌山県森林・林業総合戦略」というものが、非常に喫緊の課題となっている、特にこの紀州林業をもう一度新しいものに成長させていくってところに焦点を当てて作られたものってことは良く分かりました。

さりとはですね、その中には環境林の話もありまして、全体的には多様な森づくりというふうなことになってるかと思います。

その観点です、ひとつ、まずお伺いしたいのが、やはり今この間の九州北部のですね、深刻な被害が出ておりましたけれども、災害に強い森づくりという側面は、やはり優先順位がこれもまた高いものではないかなという風に思います。この点につきまして、総合戦略の期間内と申しますか、長期総合計画の中でもちょっと見当たらないものですから、県としてはその辺りどのようにお考えかということをお教えいただきたいという風に思います。

あと、1点はコメントなんですけれども。環境衛生面に当たってはですね、この計画・戦略の中でも、企業の森などの活動をですね、より増やしていくといった方針だったり、そういう環境林作りといいますか、そういうところには力を入れていかれるということですね。経済林のところでは、花粉症対策苗木の増産ってということで、苗木の増産について書かれておるわけですが、昨年度企業の森について色々調査させていただいた際に、相当な数の広葉樹の苗木を植えておるわけですが、これほとんどが県外に依存しているというふうなことがありまして、やはりあの環境林、特に申しました所謂針広混交林にという風な方向で、植樹ばかりではもちろんないっていうのはわかっておりますが、企業の森ではですね、せっかく多くの皆さんが大量の広葉樹の苗木を植えて頂くということで、ぜひこの県産の広葉樹の苗木をですね、増産させていく手だてを考えて頂ければなという風に思っています。これを森林部局だけでなくですね、生物多様性和歌山戦略の中でも、生物多様性を向上させていく上でもですね、重要なことだと思いますので、こちらの部局とも連携するかたちでですね、ぜひこの辺り進めて頂ければと思います。

以上です。

局長

ありがとうございます。

まず、最初の災害への対応ということなんですけれども。これ、今回長期総合計画につきましては、今回林業関係のページの抜書きを出ささせていただいておるんですけれども、こちらの方の33ページと書いてある目次の部分をご覧くださいますと、その33ページの下に「第3節命を守る」という項目がございます、この「第1項自然災害への備え」「1災害による犠牲者ゼロの実現」。こういった部分、一応治山を含めました

災害対策についての取り組み、というのを書かせて頂いておるところでございます。今回特に九州の方で豪雨が発生しまして、特に日田とか朝倉の方で、流木がかなりの被害を大きくしたのではないかという風な議論もされておるところなんですけれども。先日、林野庁の方が特別の調査チームが現地へ入っておりまして、実際にどのような状況であったのかというのを調査しております。正式な報告書は10月に出るからという風に聞いておるんですけれども、とにかく速報的に現地で林野庁の方から報告があった内容によりますと、どうも手入れが行われていたかどうかということについて、特に手入れの行われていた山と、そうでない山との間で流木の状況に差はなかったと、あるいは土地の状況で、どうも根張りが弱かったのではないかという話もあったんですが、これもそれぞれ1, 2メートルくらいの根張りがあって他の地域と比べ、特に大きな差はなかったという風なことで、まだ正式な調査結果にはなっておらないんですが、どうもあまりにも雨量が多すぎた。朝倉だと2, 000mmというような数字も出てるようなんです、ちょっとあまりにも今回は雨量が多すぎて、こっちの方が原因ではないかなという風なところがあります。ちょっとこれは公式にはあれなんですけど、私の感覚的にいうと、ちょっと和歌山より川幅が狭かったのかなという気も少ししまして、そういった部分で紀伊半島大水害に比べて流木による被害が目立ったのかなと。これはすみません、まったく個人的な感想ですけれども、そんな感はしております。ただ、当然その紀伊半島大水害を踏まえ、私共としても水害によって大変大きな被害を受けた地域でございますので、当然今回の九州での洪水等による被害を踏まえて、特に今回治山施設なんか、割とわーっと崩れてきた部分なんかもあるようですので、そういったものについて当然必要な部分には施設を作っていく。それから、当然手入れを行っていく上で少しでも被害を軽減できるようなことがあれば、そういったものについてもできる限り計画的に取り組んでいきたいと、いう風に考えておるところでございます。

それから、広葉樹の苗木の育成につきまして。県内でも一部事業者の方が広葉樹の苗木を作っておられるというところではあるんですけれども、どうしても需要が安定をしていないという風なところがありまして、企業の森なんかでもやはりここへこういう種類の木を植えていこうっていうのが、事業者さん

との協議で決まるのが、どうしても2、3か月前というようなかたちになってしまいますので、中々あらかじめ需要を想定して県内で苗木を用意しておくというのは難しい、というような状況はあります。ただ、先ほどのコンテナ苗なんかで県内一部事業者さんが広葉樹を作って頂いているというところがありますので、可能な限りそういったものを使っていくという風なことを考えていくのは、当然考えていきたいという風に考えてございますし、また併せて識者の方々ともご相談をさせていただきながら、できれば植林をしなくても済むような、天然更新によって広葉樹林化、あるいは針広混交林化を進めていけるようなことも考えておりました、少しそういった手順についても統一的な手順というのを考えていこうということで、ガイドラインの作成なんかも今は検討しておるところでございますので、中々今すぐというわけにはいかないかと思っておりますけれども、徐々にではありますが進めていきたいという風に考えております。

以上でございます。

委員

環境林について伺いたいんですが。

例えば4ページ。写真が4枚ございますけれども、間伐前から将来となっております、将来の写真が針広混交林になるんですけれども。ただ、これは針葉樹の方がヒノキかスギでその中に広葉樹が入っています。こういう林は本来和歌山には無いわけですね。森林機能を回復を図るためにこういう森をつくると、いった場合にですね、森林というのは植物だけじゃなく動物も、多様な生き物がおります。ネットワークができてますので、こういう自然に本来ないものを目指して森林機能の回復とは、果たしてどんな風な面で影響あるのか疑問なんです。

もう一つは、細かい問題なんですが、針広混交林っていう言葉を使っています。確かに、針葉樹と広葉樹が混じってますけれども、生物学的には針広混交林と申しますのは北海道のエゾマツ、トドマツ林の中にイタヤカエデとかダケカンバとかが生えている林を針広混交林といいますので、これをもって針広混交林といわれると違和感がございます。

もう一つは、貴重な森林の継承、環境林の部分です。先ほどの説明を伺いますと、県や市町村が買い上げる、ということで公有林化して保護すると。そこで伺いたいんですが、例えばこ

の写真の右側の方ですね。林床は何も無いですね。本来であればミヤコザサとかスズタケが生えているはず。ですので、入らせないだけではもはや守れないところまできていると思うんですね。ですので、和歌山の森林生態系を本当に保存するためには、やはりなんらかの保全のための手立てが必要でないかと思うんですね。

局長

貴重なご意見をありがとうございます。

確かに、針広混交林という言葉につきましては、最近林野庁がよく使っておる言葉ではありますが、確かに学術用語との混乱があるかと思えます。その辺の使い方については私共も慎重にしていきたいと思いますという風に考えております。

それから、こちらの資料にあります将来の姿のこの針葉樹の間に広葉樹が入っておるといのは、これは私共につきましては、とりあえず現在人工林になっているところの中で、経済活動が可能ではないところ、経済的に収益性が取れないところにつきましては、できる限り広葉樹を増やして行って、将来的には広葉樹優勢の山にしていこうと、いう風に考えておるとい風なことでございまして、これは将来という姿が将来にわたって究極の姿がこれであるということではなくて、まだ本来の紀伊半島の自然植生に帰っていくまでの、途中の遷移的な姿であるという風なご了解を賜れば。いずれは、こういったものについてこういう状態、という整理をしていきたい、という風な考えであるということで、ちょっと書き振りが中途半端になっておるかと思えますが、そういったことであるとご了解賜ればという風に考えてございます。

それから、所謂貴重な森林の継承につきましては、当然これを管理をどうしていくのか、買い上げた森林をどのように守っていくのか、管理していくのか、あるいはより良いものにしていくのか、ということが非常に重要な視点であると思えますので、問題につきましてはまた環境局の方と相談をしながら取組を進めてまいりたいという風に考えております。

これも、どうなるかはわからないんですが、今、議論されております、所謂森林環境税の中で、ややこういった森林の管理という風な考え方も出てきておりますので、ちょっとこれがどういう範囲の使い方になるかってのはまだわからないんですが、いずれにせよこの森林環境税というものが出てきます

と、こういった特に経済林で経営利用の無い山については、個人から市町村が寄付してもらって、それを市町村が管理していくという風な考え方も出てきております。で、その財源として森林環境税を使おうという動きもございます。ただ、これが人工林に限られるのか、あるいは天然林も全て対象とできるのか、少し分からないという風なところもありますので、こういった森林環境税なんかの動きも見ながら和歌山県としてこういった管理ができるのか、環境部局と一緒に、ここ勉強していきたいという風に考えております。

議長

ありがとうございます。
他皆様方。

委員

どうも、[]の[]です。

今の件につきまして、先にちょっとコメント簡単にさせていただきます。

強度な切り捨て間伐で天然更新で、針広混交林化という部分が結構失敗例が多くありまして、特にシカの害が強いところだと、低木しか生えなかったり、不嗜好性のシダばかりとか、そういう状況もありますので、ぜひ色んな試験を重ねて、慎重に検討を頂ければとおもいます。

ちょっと質問をさせていただきたいところなんです、素材生産量を大分増やされていくということで、重要な取組だったと思うんですが。既にここ数年の取り組みで出しやすいところですか、道をつけやすいところっていうのは、随分もう出され始めている。おそらくこれから5年、10年と考えますと、どんどん難しいエリアに入っていくだろうという風に思われます。そういう中で、総合戦略の中の7ページに、先ほど進捗管理目標として作業道ですとか、機械の導入っていう部分で具体的な数値を挙げて頂いておりますが、こういう中で、例えばこの内専用道ですとか、実際にどんな作業システムを想定されているのか。

あるいは、機械を導入するときにそれを支援するようなスケールを、リースなんかですとか、事業者の方々が機械を入れやすいような対策っていうのは具体的に何か考えておられるのかっていうのをお聞きしたい。

もう一点が、おそらく素材生産量を上げていくとなると、一

番手っ取り早いのは皆伐をどんどん増やしていくってところで、おそらく国の方針から皆伐面積が増えていくだろうと考えておりますが、こちらもまた、シカの害とかもあるかと思えますので、その後の新植をどうするのかっていうのが問題になってくるかと思えます。その中で、一応県の方針としましては、次の新植をされるときは、やはりまた同じようにスギ・ヒノキになっていくような感じでおられるのか、あるいは最近流行りの早生樹ですとか、あるいは今後長い目で見ますと広葉樹という選択肢もあるのかと。

おそらく県とかによって今一番増えている、ある県では増えているのが天然更新による伐採届ですね。実際には、これをチェックする機構が今まったくないので、天然更新により伐採届を出されたのに、それが例えば一応基準としては、5年なり10年なりで高木樹種が何本成立していることで成立していなければ補植しないといけないとか、そういう風に決められていると思うんですが、そういった部分を方針的にチェックされるかたちでいかれるのか、あるいは何か皆伐に関してお考えお持ちなのかっていうところにつきまして、お聞かせいただけますでしょうか。

局長

まず、あの先ほど最初にありました、シカ害の関係につきましては、特に我々としても大変頭を悩ませておるところでございまして。少し山の中での捕獲頭数もだいぶ増えてきているという風なところで、ちょっと芽が見えてきたかなというところがあるのと、後は色んなチューブであったりネットであったりという風なかたちで、少しずつノウハウが高まってきているので、この辺を進めていかなければ仕方がないかなという風には考えてございます。

それから、作業道あるいは高性能林業機械につきましては、これはまあ我々としては、実は和歌山県単独で特に潤沢な支援制度という風なことを想定しておるわけではないんですけども、地域ごとに計画を立てて進めていくということと、後はやはり我々の側がきちんと需要を作って、一定の価格で確実に買い上げてもらえるという、販売の方の計画がしっかりと立てられるという風なことをもって、機材等の設備投資が可能となるような事業計画を事業者の方々にそれぞれ作って頂きたい、という風なことを考えておるようなところでございます。

後、今のところ天然更新をしているということ、我々として了解をしておるという風な状況ではありませんので、ただ、和歌山県の紀伊半島の環境を考えて、ある程度シードソースがあればですね、天然更新が可能な場所もあるのではないかなという風に考えておりました、場所によっては将来的に天然更新ができるところもあるかもしれないなという風なことを、今少し調べさせて頂いているという風な状況でございます。

それから、新植の樹種に関しましては、今のところ我々としては経済林、特に重点エリアに関しましてはスギ・ヒノキを植林していくことを想定はしてございます。一部県内で早生樹についても試験的に植栽しているところはあるんですけども、まだ県として早生樹をしっかりと作っていく、あるいは広葉樹で産地化をしていくと、いう風なところまで方針を示しているところではないです。

議長

ありがとうございました。
他、皆様方からございませんか。

委員

一点だけ、提案というかコメントさせていただきたいんですけど。

公共建築物はやはり展示効果があるということで、非常に意義があると思うんですけど。

先ほどヒノキ、特に和歌山ヒノキの価格が下がって大変だという話も出ましたし、思い付き的なところもあるんですけど。

アカネ材をですね、どうしても、公共建築物っていうと立派な建築物を建てたがる傾向あるんですけど、そういったアカネ材もPRして頂いて、強度的にも問題なく使える、あるいは見た目にも問題ないということ、公共建築でもって展示効果を表していくのが良いんじゃないかなという風に思います。

局長

ありがとうございます。

特にアカネ材につきまして、おっしゃって頂いている通り、強度についてはまったく問題ないという風なことで試験結果も出ておりますので、こういったものを二つの考え方があって、アカネ材という良いものがあるんだよってことで現しで皆さん方に見て頂くという風な使い方もありますし、逆に低コスト建材として考えて、大壁作りの中で壁紙で隠れるんだったらアカ

ネ材で十分な品質ありますよってというようなアピールの仕方もあるかと思しますので、そういった点でアカネ材というのを建材としてしっかり使っていけるような、そういう取組というのは我々も推していきたいという風に考えておりますので、またこの件につきましてはアイデア等がありましたら、教えて頂きながら前へ進んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長

ないようでしたら、私も一言だけ。

實際運用が始まりましたら、計画と現状との中で差異がでてくることもございます。当然増産を前提にした流通を想定してありますが、これ増産ができなかった時には、たちまち共販所と取り合いになるといったようなことも起こってくるのか。

ゾーニングに関しても、この間大分お話ししたんですけれども、實際運用が始まった中で現場でどういう扱いをしたら良いんだらうってことで、困っていた場合がありますので、そこら辺、常に現状と計画とを見合わせながら、詰め合わせてというか、柔軟な運用をして頂けたらと思ひますので。

これは委員としてお願ひをさせて頂きたい。

局長

ありがとうございます。

おっしゃって頂いたとおりでございまして、こういったものをきちんと進めていくためには、やはり私共も行政の立場、中々やはり複数の事業者さんが上手く協働して手を組んで頂くためには、やはり行政の人間が大分中に入って色んなことを調整させて頂くということが非常に必要なのではないかなと、いう風に考えております。

そういった点で、私の方といたしましても特に各振興局の林務課の職員がですね、それぞれの地域において、その地域の林業、あるいは木材産業、あるいは森林環境といったものを、どのようにマネジメントしていくのか、非常に重要な役割を持っていると思ひておりました。

そういった点で、先日も各振興局の林務担当課長等が集まった会議がありまして、そういった中で特に今後、こういった大増産の号令がかかっていく中で地域のニーズをきちんと掬い上げて、それぞれの方々の意見を上手く調整していくには、やはり県として最前線に立っている振興局林務課の方々の担うべき

役割って非常に大きいので、特に振興局林務課の職員に大変期待すると同時に、しっかりと働いてもらわないと困りますよっていうことを伝えたところでもありますので、逆に私共からしましてもできるだけ身近にいる振興局の職員を、しっかりと手足として使って頂ければありがたいと思いますので、その辺またご協力をお願いしたいという風に考えております。

議長

ありがとうございます。

次の議案に行ってもよろしいでしょうか。

時間も3時半までの予定ということで、今もう3時20分。

委員さんの中で後の予定とかで、もしご退席という方いらしたら、その時は途中でという風なことをおっしゃってください。

続きまして3つ目の議事であります、林地開発許可に関すること、新規許可事後報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

森林整備課長

森林整備課の泉でございます。

よろしく願いいたします。

今回は、林地開発許可の申請に係る許可の事後報告になります。

時間もないことですから、簡潔にこれまでの概要を説明させて頂きます。

林地開発許可は昭和49年から行ってございまして、これまでに1,455ha、件数にしまして142件の許可を出してきてございます。最近では再生エネルギー固定価格買取制度の関係で風力、太陽光、こういったものが増えてきてございます。各地で集中豪雨、ゲリラ豪雨、そういったことが被害を招いていることから、許可にあたりましては、基準をきちっと遵守し、それに沿った審査を心掛けているところでございます。

本日、事後報告させて頂きます案件は1件でありまして、京奈和自動車道の岩出インター近くの岩出市根来地内において、物流拠点施設を新設するという内容でございます。詳細につきましては、治山班長森川から説明させていただきます。

森林整備課
治山班長

治山班長の森川と言います。

よろしく願いいたします。

失礼ですが座って説明させて頂きます。

本日の森林審議会では事後報告させていただきます林地開発許可事案の概要について、パワーポイントそれから資料によりご説明させていただきます。

まず最初に、内規に定めた「一括事後報告によることができる事項」ということで、ご説明申し上げます。

和歌山県森林審議会森林保全部会運営についての内規第1条第1号におきまして、「林地開発に伴うもの」が審議事項の対象となっておりますが、次の2点に該当する場合につきまして、一括事後報告によることができるものとされております。

まず、1番目として『開発行為に係る面積が10ヘクタール未満のもの、または開発行為に係る面積が10ヘクタール以上であっても変更に係る増加の面積が開発行為に係る変更前の面積の2割を超えないもの』。

そして、2番目としまして『森林法第10条の2第2項各号に該当する恐れのないものであって、森林の保続培養及び森林生産力の増進に著しい影響を与えるものに該当しないもの』。

と、されております。

今回ご報告させていただきます事案につきましては、以上の要件を満たしておりますので、一括事後報告とさせていただきますと思います。

それでは、本日の森林審議会では事後報告いたします、林地開発許可事案の概要について、ご説明させていただきます。

なお、資料につきましては、資料の2「林地開発許可申請の概要」をご覧ください。

画面と資料はほぼ同じということになってございます。

開発事業者、開発行為地、開発目的についてご説明いたします。

当該事案は、株式会社泰建が、岩出市根来字洞尾地内におきまして、物流業務センターを造成することを目的とした開発案件となっております。

事業計画地は、和歌山県北部の岩出市根来字洞尾地内に位置し、京奈和自動車道の岩出インターの近くでございまして、県道泉佐野岩出線に隣接しております。

事業地の概要ですが、事業区域面積は4.8810ha、そのうち、開発面積は3.699haとなっております。事業地南側の住持池の一部を埋め立てて、物流センターを造成する計画となっております。

また、事業地からの水につきましては、調整池を経て、住持池へと流下する計画となっています。

こちらが土地利用計画図になります。

約24万m³の埋め立てを行いまして、事業地を造成する計画となっております。

また、事業地周辺には残地森林と造成森林を配置しまして、事業地南側には調整池を配置する計画内容となっております。

次に、許可申請書に対する審査結果について、ご説明させていただきます。

まず、災害の防止対策につきましては、切土・盛土の勾配、土砂の流出対策、洪水対策の検討、雨水の排水処理について審査したところ、それぞれが基準に沿った内容となっております。適切であると判断いたしました。

次に水害防止対策については、防災調整池を設置しまして、開発前の水量以下にまで調整した後、住持池へ排水する内容となっております。適切であると判断いたしております。

それから、水の確保対策といたしまして、濁水を防止するため、設置する防災調整池に沈砂機能を持たせるという内容となっております。適切であると判断しました。

最後に、環境保全対策について審査したところ、事業地の周辺には残地森林及び造成森林が適切に配置されており、森林率の基準値である概ね25%以上の39%を確保しているという内容となっていることから、適切であると判断いたしました。

以上のとおり、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の4つの許可要件で審査を行った結果、当該林地開発許可申請は、適切な対策がなされているため、許可相当と判断し、平成29年5月30日に許可を行いました。

以上で、本日の森林審議会に報告いたします林地開発許可申請に係る事後報告事案のご説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議 長

いま、事務局から説明がございましたが、委員の皆様方からご質問やご意見はございませんでしょうか。

特にございませんか。

無いようでしたら、本件については以上で終わりたいと思います。

議長

続きまして報告1ということで、先月14日に森林保全部会が開かれ、新規の林地開発許可に関することについて審議が行われたと、事務局から伺っています。

森林保全部会の部会長であります■■■委員から報告をお願いいたします。

■■■委員

ただ今、会長からお話がありましたとおり、去る6月14日に、林地開発許可の新規許可案件について、森林保全部会で審議を致しました。

申請者は旭メガソーラーすさみ発電株式会社で、場所は西牟婁郡すさみ町の口和深という場所ですね。開発目的は、太陽光発電所設備の設置のための造成で、実開発面積のうちの森林面積は約10.2ヘクタールでありました。

部会の委員7名であります。欠席された2名の委員からも意見を頂戴して、慎重に時間をかけて審議をいたしました。

結果的には、付帯意見もなく異議なしと決議いたしまして、同日付けで「当会として適切であると認める」ということで和歌山県知事に答申をさせて頂きました。

以上で報告を終わります。

議長

■■■委員、ご報告ありがとうございました。

本日の議事は以上でございます。本日の森林審議会では知事からの諮問事項はありませんでしたので、答申というのはいりません。

その他、森林・林業行政に関する事で、ご意見、ご質問等皆様方からございませんでしょうか。

無いようでしたら、会議はこれで終了したいと思います。
ご意見等ありがとうございました。

これで議長を退かせていただきます。
ありがとうございました。

司会

■■■会長、どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭、副会長から議事録署名人とし

てご指名いただきました、■■■■委員と ■■■■委員に後日、署名・捺印をお願いしたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

ご予約の時間がきておりまして、大変時間も押しておるんですけれども、ちょっとお手元の資料の国で現在検討されております森林環境税、参考3の資料、それから参考4の和歌山県農林大学校の来年の募集案内について、ごく簡単にちょっと事務局の方から説明をしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

林業振興課長

そうしましたら、すみません

今の参考資料3と4について、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、参考3の資料でございます。森林環境税（仮称）の基本的な制度設計に関する検討ということで。国の方で新たな森林環境税をとということでその検討がなされております。昨年の12月なんですけれども与党の税制改正大綱ということで、その中で市町村が主体となった森林施業の在り方ってということの中でですね、新たな森林環境税の創設に向けて色々な議論をする、ということになってございまして。

ひとつはですね、大綱の中で市町村が所有者に対する間伐の取組要請、働きかけの強化、それから市町村自らが間伐等を実施する。あるいは3番目として要間伐森林制度を活用して、例えば所有者が不明な場合でも市町村が間伐を代行する。それから寄付の受け入れ、良好的な管理の強化、それから市町村が実施する上での民間技術者の活用等を通じての市町村の実施体制というものをやっていく上で市町村が主体となる実質森林整備の財源に充てるために、個人住民税均等割の仕組みの活用含め、都市、地方通じて公平に、等しく負担を求め、森林環境税の創設に向けて地方公共団体の意見もふまえられ、具体的な仕組み等について総合的に検討して、30年度、税制改正において結論という風なことが昨年の12月8日の時に決定をされました。それを受けて、今、国の方で林野庁、総務省の方で税の在り方について、いままさに検討しているということでございます。

これまで第4回の検討が行われておりまして、その中でも一

つ論点として第4回の時にはありませんが基本的な枠組み、所謂税の性格、あるいは負担、所謂制度設計をどうするかというような議論。それから、税収の配分の比準をどうするかというような議論。それから、我々直接関係していると言いますか、各府県、37府県が独自課税というようなかたちで超過課税の仕組み的な森林施業の財源、それとの住み分けという風なことをどうするかというようなことで議論をされているということでございます。

参考資料を1枚捲って頂きますと、今言ったような市町村の事業主体となった新たなイメージというのが書かれております。これはまた、今遅ればせなんですけれども見ておいていただければと思います。

ということで、まだ、これから議論が8月8日もう1回なされて、それから年末に向けての30年度の税制改正に向けて、決定していくというような流れになっております。

先ほど局長からもお話させてもらいましたけど、まさに今日全国知事会の中でもこの件について議論をしているというところなのです。一つは、独自に課税をしております県の棲み分け、それから市町村の整備の体制等々について色んな議論が出ているというような状況であります。これについて我々も注視しながら、適正に対応できるようにやっていきたいと考えてございます。

それから、これについて色んな場面で、ご説明を委員の皆様方にさせて頂くようになりますので、よろしく願いいたします。

それからもう1点、参考4ですが、この4月に農林大学校林業研修部というのが開校しました。先ほどからの説明で5名の方が一所懸命頑張っておられますけれども、来年度の募集に向けて学校案内というのを作成してございます。定員10名ということで我々も今、県内の各学校、高校、それから県外の農業関係、農林関係の学校なんかを回らせて頂いてPRをしているところでございます。これから非常に担い手というのが大事になってまいりますので、我々としても定員を十分満たすようなかたちで、これから募集に向けて取り組んでいきたいというのが1点。

それから、今1期生が一所懸命頑張っておりますので、これからこの就職に向けてですね、色々と活動していきたいという

風なことで考えております。

また、秋くらいから今の研修生に対するインターンシップ等が始まります。

これもまた、各事業体さんの方を回らせて頂いて、受け入れをして頂くようなかたちで取組をしていくわけなんですけれども、全員の就職に向けて県としても取り組んでまいりたいと思います。

また、委員の皆様方にもそういうかたちで林業担い手にこういう研修部があるということも含めて、色んな場面でPRをして頂ければありがたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

あの、ちょっと端折ってしまいましたけれども、参考資料の説明を以上で終わらせて頂きます。

よろしくおねがいたします。

司会

以上をもちまして、本日の森林審議会は終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心なご審議いただきましたこと、心から御礼申し上げます。

次回の森林審議会は本年12月下旬を予定しております。11月に入りましたら事務局から日程調整のご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

気を付けてお帰りください。

議事録署名委員 _____

㊟

議事録署名委員 _____

㊟